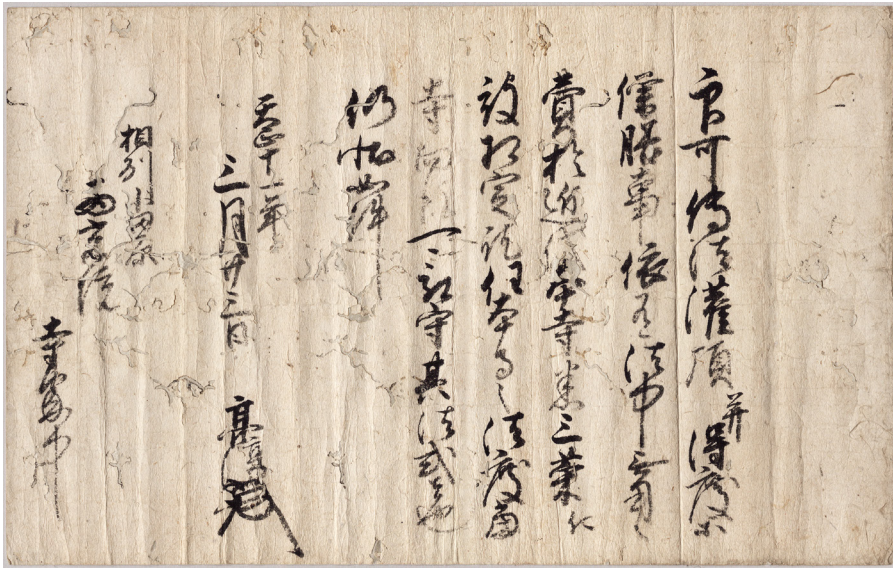


資料紹介「亮淳書下状」
りようじゆんかきくだしじょう

資料課 渡辺 真治



はじめに

神奈川県立公文書館所蔵、中世諸家文書中の「亮淳書下状」(資料ID: 2200930503) について紹介するのが今回の目的である。

【釈文】

印可・伝法灌頂并得度等僧膳事、依有法中無用之費、於近代本寺悉三菜仁被相定訖、任本寺之法度、当寺向後可被守其法式者也、仍状如件、
天正十一年

三月廿三日 亮淳(花押)

相州小田原

西光院

寺家中

内容としては印可・伝法灌頂・得度等といった儀式に際しての僧膳そうぜんについて、無駄な出費につながるため、近頃は本寺では三菜(三品)と定めている。本寺の法度はつとのままに西光院も今後は法式を守るように、というほどのもので、僧膳の過差かかさをたしなめるものと言えよう。

さて、問題となるのは差出である亮淳と宛所である相州小田原西光院、そして本文中に見られる本寺の関係である。本寺の法度を楯にして、西光院に過差をたしなめている事から、亮淳はその本寺の関係者という可能性が高いであろう。

そこでまずは宛所である西光院について見てみたい。

1. 西光院について

相州小田原西光院は小田原市本町二丁目に現存し、東寺真言宗で松原山南勝寺の山号と寺号を有する寺院である。そして、神仏分離以前は隣接する松原神社(かつては松原大明神と号し、江戸期は小田原宿の総鎮守であった)の供僧寺の一つであった。

ここで同じ戦国期の資料である小田原衆所領役帳(1)を見ると社領の項に小田原松原大明神領として「卅三貫二百文 西郡伊羅窪分 西光院拘」と見えている。伊羅窪くぼは現在の小田原市谷津やつに見える小名こなである。戦国期に小田原北条氏から松原大明神宛に出された文書の多くは宛所に西光院が含まれており、供僧寺の中でも重きをなしていた事がうかがえる。

さて、そうした西光院の由緒については、『新編相模国風土記稿(2)』では

△供僧西光院 古義真言宗大工町蓮上院末、古は東寺宝普
提院の直末なり、蓮上院に蔵す
る、宝菩提院より領主大久保相模守へ呈せし書翰に、松原山南
蓮上院并西光院両寺之儀、当院直末之義候云々とあり、
 勝寺と号す、寺伝に、北条氏綱明神の社中に一字を
 建て、法樂執行せしめんと、天文中箱根融山僧正に

金剛王院の語らひ、箱根蘆湖室河津の西光院を箱根縁起
四十一世なり、に拠に、文武天皇の時、玄昉僧正創立する所に
て、始は西光寺と号す、行基改て西光院と称す、爰に移し、今
 の山寺号を銘すと云、故に融山を当院の開基と称

す、所藏天文八年七月、氏綱社領を寄附せる状に、
相州西郡之内松原明神社中供僧西光院とあり、
 と見えている。すなわち西光院はもとは箱根芦ノ湖東岸

の室河津むろかわづにあり、西光寺と号していたが、行基ぎょうきにより西光院と改称したもので、天文年間に北条氏綱が松原大明神の社中に勧請かんじょうしたというのである。

【資料1】北条家虎朱印状 蓮上院所蔵西光院文書⁽³⁾

定置当社中掃除法

右、任先規、自欄干橋船方村迄宿中之者、人足百余出之、可致掃除普請、自当月於自今以後、毎月当城惣曲輪掃除之日、可致之、何時も掃除之前日、西光院・玉瀧坊遂出仕、添奉行可申請、如此定置上、掃除於無沙汰者、西光院・玉瀧坊可処越度候、扱又朝夕之掃除之事者、兩人可申付候、仍定処如件、

元龜三年(虎朱印)

五月十六日

西光院

玉瀧坊

資料1は元龜3(1572)年に小田原北条氏が西光院と松原大明神の別当べつどうである玉瀧坊ぎよくろうぼうに対し、大明神の社中

掃除の法を定めたものであるが、「任先規」とあるようにこれ以前からいわば都市小田原の顔として整備に腐心されていた様子と、西光院の占める位置が知られよう。

以上、西光院が天正11(1583)年当時、小田原の中心的な神社の一つであった松原大明神の供僧寺として重きをなした寺院であったことが確認出来る。

2. 西光院の本寺と天正の本末騒動

続いて資料中の「本寺」について考えてみたいのだが、そこで参考になるのがこの少し前、天正6(1578)年に起きた西光院の本末関係をめぐる争いである。

この頃、西光院は同じ小田原にある蓮上院(小田原市浜町)との間で、紛争を抱えていた。蓮上院は花木山満願寺の山号と寺号を持つやはり東寺真言宗の有力寺院であるが、この蓮上院が西光院を自分の末寺と主張したからである。

【資料2】亮秀書状写 川井文書⁽⁴⁾

〔廿六日東寺ヨリ来御返札写〕

〔東寺金剛珠院御状写〕

御札委曲令披見候、仍蓮上院より被申事及承候、随而先
年亮惠僧正下国之砌、為直末旨、对貴院一札被遣之候、
其上融山僧正副状等嚴重之上者、是非不及沙汰儀候、就
其二三ヶ年以前、金剛頂寺与真福寺本末相論刻、御国之
能家衆之由被申以連判理候間、有様旨從惣寺連署之衆
於為当所一札被下候キ、将又御影供等法事出仕等之儀者、
法流一味之寺者、互出頭在事者於本寺も其分候、雖然本
末有無立入事無之候、但自先々末寺相定於諸寺者、不及
是非候、所詮様子者先年之連暑相見候、唯定来被守次第
事專用候、其上亮惠僧正下向之砌、被置定一書有之者、
任其状可為理運候、猶使僧申渡候之条、不能細筆候、
恐々謹言、

八月三日

〔本寺ヨリ来〕

亮秀在判

西光院 廻報

追而申入候、惣寺之連判之事承候へ共、宝菩提院為直末

之間、□^(不)及其儀申候、猶於様子者使僧可被申候条、不能
具候、恐々□

【資料3】亮惠判物写 川井文書⁽⁵⁾

小田原西光院東寺可為直末事

相州小田原西光院事、為宮根山金剛王院融山法印附弟
間、於已後者、為東寺宝菩提院末流、諸事不可有疎意者
也、仍状如件、

弘治三年十一月九日

僧正亮惠

【資料4】融山判物写 川井文書⁽⁶⁾

〔僧正融山御書出案文〕

宝菩提院御書出并任正嫡御法流相統之筋目、西光院可為
末寺之状、所定、仍如件、

永祿六年癸亥二月廿一日

僧正融山在判

西光院後住義山

【資料5】亮秀・信恵連署判物写 川井文書⁽⁷⁾

「天正七己卯十二月七日来」

「重直末之証文」

小田原西光院事、可為宝菩提院直末之旨、亮恵僧正一札并融山僧正添状在之上者、向後弥可被守彼掟事專要候、仍状如件、

天正七	東寺
拾月四日	金剛珠院
相州小田原	権大僧正亮秀在判
西光院	宝菩提院
	大法 師信恵在判

これに対し、東寺金剛珠院の亮秀は年欠ながら天正6年に比定される資料2の中で、西光院は先師亮恵僧正が関東に下向した際に東寺の直末に定めている事、また融山僧正の副状もあり、西光院は蓮上院の末寺ではないと言っている。資料3と4は、それぞれ資料2に見える亮恵の一札と融山の副状に当たる。さらに翌天正7年の資料5でも東寺側は同じ論旨で西光院が東寺宝菩提院の直末であることを再確認している。

なおこののち西光院の本末騒動は再燃し、結果西光院は蓮上院の末寺という一段低い立場に位置付けられる事

となるのだが、天正年間半ばにあつては明確に東寺宝菩提院の直末寺院であり、資料中の「本寺」は東寺宝菩提院と見るのが妥当であろう。

3. 戦国期における真言僧の東国授法と亮淳の出自

続いていよいよ亮淳について考察したのであるが、ここで注目したいのが前章で登場した亮恵僧正である。亮恵は東寺宝菩提院主をつとめる傍ら、度々京都から東国や東北へ下向し、授法を介して宝菩提院と諸真言寺院との本末関係化を進めた人物である。⁽⁸⁾ そうした亮恵は、西光院の本寺である東寺宝菩提院主で法諱に「亮」の字を持つという点から冒頭で推定した亮淳の立場との共通点が浮かび上がる。そこで亮恵の関係者を探ると他でもない亮恵の法嗣に光台院亮淳の名が見出される。

光台院亮淳は、正保3(1646)年の「醍醐寺々領堂舎目録案⁽⁹⁾」において「一、光台院 地藏院方一流正嫡也、近代ノ祖師亮淳僧正、飽嘗醍醐之法水、幸扇仁和之密風、举世皆称野澤再興矣」とされる人物である。

また、真言宗関係の高僧伝である『続伝灯広録 小野方下』の伝法流派分ノ十一 卷ノ十には仁和真光院権僧正亮淳として「三十九祖僧正亮淳、下総州葛飾之人今作武州天神岡城主一色兵部大夫源国朝之子、^⑩云々と見えており、下総国葛飾郡幸手、現在の埼玉県幸手市内にあった幸手城や天神島城に拠って関東公方、のち古河公方に仕えたいわゆる幸手一色氏の出身であることがわかり、東国に所縁のある人物でもあった。^⑪

また亮淳は、天正4(1576)年に関東に下向し、授法を行ったことがわかっている。^⑫ 残念ながら亮淳については師の亮恵のように授法を行った場所や対象を記した授法記の類の資料は知られず、西光院にも印信類いんしんのような授法に関わる資料は残されていないため想像の域を出ないが、天正4年の亮淳の関東下向時に授法される等、既知の間柄であった可能性も指摘出来るのではないだろうか。

すなわち、差出の亮淳は亮恵の法嗣で、醍醐寺光台院主等をつとめた亮淳と見て良いであろう。授法と不可分

である印可・伝法灌頂・得度等といった儀式に際しての僧膳について過差をたしなめるという本資料の内容も、亮淳の経歴を踏まえるに実に相応しいものであると言えよう。

なお、亮淳に関しては天正12年正月27日には下総国結城の光福寺(茨城県結城市西の宮町)にて祐伝ゆうでんに許可灌頂こかを行ってしている事が確認出来るため関東に下向していたことが分かっているが、その前年6月に陸奥国竜福寺(現福島県田島町)に空海くうかいの真筆十七文字を与えた旨の資料が知られることから、本資料の時点で関東に下向していた可能性もある。

まとめにかえて

以上の考察の要点をまとめると

- ①亮淳書下状の差出である亮淳は醍醐寺光台院主をつとめた真言宗の高僧で、かつ下総幸手の一色氏出身という関東と所縁の深い人物であった。

②資料中の「本寺」は宛所である相州小田原西光院が当

時直末であった東寺宝菩提院を指す。といった所となる。本資料もおそらくは東国への授法という亮淳の活動を背景とする中で出されたものと考えることが出来るよう。

注

- (1) 神奈川県立公文書館所蔵 中世諸家文書「小田原衆所領役帳(写本)」ID:2200930508 (https://www.y4.musetheque.jp/kanagawa_archives/detail?cls=08_collect_anc&pk=2200930508)
- (2) 卷之二十四 村里部 足柄下郡卷之三 早川庄 小田原宿上宮前町。
- (3) 『小田原市史 史料編 中世Ⅲ』1107号文書
- (4) 『小田原市史 史料編 中世Ⅰ』649号文書
- (5) 『小田原市史 史料編 中世Ⅰ』614号文書
- (6) 『小田原市史 史料編 中世Ⅰ』622号文書
- (7) 『大日本古文書』家わけ第十九 醍醐寺文書之三 633号文書
- (8) 『小田原市史 史料編 中世Ⅰ』651号文書
- (9) 坂本正仁「史料紹介「亮恵僧正門弟名帳」『豊山学報』第44号 真言宗豊山派総合研究院 2001年)
- (10) 東京大学史料編纂所HPの所蔵史料目録データベース (<https://www.ap.hi.u-tokyo.ac.jp-ships/w01/search>)にて公開

されている謄写本の画像を参照した。なお亮淳の出自に関しては山口博「戦国大名後北条領における東寺門末の本末相論について」『美術史論叢 造形と文化』雄山閣出版株式会社 2000年の指摘に拠る。

- (11) 幸手一色氏に関しては新井浩文「古河公方足利氏と幸手一色氏」『関東の戦国期領主と流通―岩付・幸手・関宿』岩田書院 2011年所収、初出は1996年)及び幸手市史調査報告書第9集「幸手一色氏」幸手市教育委員会 2000年を参照した。なお、幸手一色氏に関する基本情報に照らすと、天神岡城は天神島城、一色兵部大夫源国朝は一色宮内大輔直朝の誤伝であろうか。

- (12) 亮淳授舜秀印信『茨城県史料』中世編Ⅲ 観音寺文書7号)により天正4年7月5日に観音寺の舜秀に許可灌頂を行っているのが確認できる。
- (13) 亮淳授祐伝印信『茨城県史料』中世編Ⅲ 光福寺文書13号)
- (14) 『茨城県史料』中世編Ⅲ 観音寺文書解説に「法流授受の折、あるいは授受によって法流本末関係が設定される場合に、本寺側がこのような宗祖弘法大師空海や法流祖師らの由緒の品を附与した例は亮恵だけではない。醍醐寺光台院亮淳は、天正4(1576)年10月7日、下総香取郡牧野村観福寺に空海筆切れ一行一〇字分を与え(観福寺文書)、更に同11年6月には陸奥会津竜福寺(現福島県田島町)にも空海真筆一七文字を与えている(糸沢竜福寺縁起)、『田島町史』第1巻 通史I 原始・古代・中世・近世初期)。こうした手段は、宗祖がかつ日本における真言法流の祖である空海以来の正当を自負する法流本寺の権威の明証として

度々用いられたものと思われる。」と見えている。今回『田島町史』を確認したものの、竜福寺の解説中で触れられているだけであり「糸沢竜福寺縁起」の記述を確認出来ていないため紹介に止めた
い。